

台東区分別収集計画（第10期）

令和4年6月

東京都台東区

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

うるおいある生活環境づくりを実現するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた経済システム・ライフスタイル等を見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、区民、事業者、区がそれぞれの責任と役割を確実に履行していくことが不可欠です。

また、清掃工場や資源化施設等を有しない本区としては、ごみ減量や資源化の取り組みをより一層促進する必要があります。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集し、資源リサイクルを推進する目的から、区民は分別排出、区は分別収集、事業者は再商品化するなどの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

令和3年3月に策定した「台東区一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、より現状に即した内容としました。

「台東区一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「みんなでつくる循環型社会の実現～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～」に向けて、区民・事業者・区、そして来街者との協働により、さらなるごみの減量と安全で安定的な清掃事業を実施し、台東区らしい持続可能な循環型社会の実現を目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民・事業者・区の協働による3R+Sの推進
- (2) ごみ減量と資源の有効利用の推進
- (3) 安全で安定した適正処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、白色トレイ、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	17,429	17,480	17,520	17,624	17,775

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

（1） 区民・事業者・区の協働による3R+Sの推進

① パートナーシップの構築

区民・事業者・区の三者が、それぞれ自らが取り組むべきことを共に考え、取り組む仕組み（パートナーシップ）の形成を推進し、台東区らしい循環型社会を目指す。

② 環境学習の推進

幅広い世代を対象として、ごみ減量や適正な分別排出、さらには気候変動とのつながりを学ぶ機会や体験する場を充実し、人、社会、地球環境に配慮した消費行動「エシカル消費」等の普及啓発を図る。例えば、環境ふれあい館ひまわり「リサイクル活動室」を拠点とした活動や、児童・生徒、区民を対象とした出前講座、普及啓発冊子の作成・配布等を行う。

③ 情報の共有化

ごみや資源の正しい分別・排出の方法、区民や事業者がごみの発生を抑えるための工夫、区内における様々な取り組みなど、広く情報を発信し共有を図る。また、外国人居住者や訪日旅行者等に多言語等による情報発信を進める。

④ 優良事業者の育成

顧客からの不用品や容器包装の回収など、3R+Sの推進に貢献する事業者の育成を図る。

（2） ごみ減量と資源の有効利用の推進

① 発生抑制行動の促進

区民・事業者自らによるごみの発生抑制行動を促進するため、区民に対する情報発信や普及啓発、事業者の取り組みのPR等を行う。

② 分別排出の徹底

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の中に混入している「資源」の分別排出を徹底する。

③ 資源回収の充実

集積所回収、拠点回収、集団回収といった資源回収の継続と充実を図る。また、プラスチック類の資源化を推進するため、容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の導入の検討など、さらなる資源リサイクルの推進を図る。

④ 事業者に対する排出指導

事業活動に伴って生じた資源は、排出者自らの責任で適正に処理することが法律で定められている。区は、排出事業者に対する情報提供や助言等を通じて事業系ごみの減量と資源化の促進を図る。

⑤ 排出者責任の徹底

自己処理責任の原則に基づき、事業系資源の収集・処理を区の収集から民間処理業者によるものに移行することを促進する。また、小規模事業所が多い本区の特性を踏まえ、排出される資源の新たな回収ルートの構築について検討する。

(3) 安全で安定した適正処理の推進

① 環境負荷の少ない効率的な収集・運搬体制の確保

定期的な収集・運搬体制の見直しや収集・運搬車両のハイブリット車等の導入により環境負荷低減を図る。

② 不法投棄等の防止

不法投棄や排出ルール違反などの不適正排出の防止に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2条第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況、及び再商品化計画などを総合的に勘案し、区が分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製の 容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	├───	茶色のガラス製容器	└───	その他のガラス製容器	ガラスびん
┌───	無色のガラス製容器						
├───	茶色のガラス製容器						
└───	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）						
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	581		597		612		628		646	
主としてアルミ製の容器	31		31		32		33		34	
無色のガラス製容器	(合計) 1,116		(合計) 1,152		(合計) 1,190		(合計) 1,229		(合計) 1,272	
	(引渡) 0	(独自) 1,116	(引渡) 0	(独自) 1,152	(引渡) 0	(独自) 1,190	(引渡) 0	(独自) 1,229	(引渡) 0	(独自) 1,272
茶色のガラス製容器	(合計) 623		(合計) 643		(合計) 664		(合計) 686		(合計) 709	
	(引渡) 574	(独自) 49	(引渡) 589	(独自) 54	(引渡) 604	(独自) 60	(引渡) 620	(独自) 66	(引渡) 637	(独自) 72
その他のガラス製容器	(合計) 857		(合計) 885		(合計) 913		(合計) 942		(合計) 976	
	(引渡) 789	(独自) 68	(引渡) 810	(独自) 75	(引渡) 831	(独自) 82	(引渡) 852	(独自) 90	(引渡) 876	(独自) 100
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	5		5		5		6		6	
主として段ボール製の容器	1,895		1,946		1,997		2,048		2,105	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,123		(合計) 1,154		(合計) 1,184		(合計) 1,214		(合計) 1,248	
	(引渡) 1,123	(独自) 0	(引渡) 1,154	(独自) 0	(引渡) 1,184	(独自) 0	(引渡) 1,214	(独自) 0	(引渡) 1,248	(独自) 0
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 60		(合計) 61		(合計) 62		(合計) 64		(合計) 65	
	(引渡) 15	(独自) 45	(引渡) 15	(独自) 46	(引渡) 15	(独自) 47	(引渡) 15	(独自) 49	(引渡) 15	(独自) 50
（うち白色トレイ）	(合計) 36		(合計) 37		(合計) 38		(合計) 39		(合計) 40	
	(引渡) 0	(独自) 36	(引渡) 0	(独自) 37	(引渡) 0	(独自) 38	(引渡) 0	(独自) 39	(引渡) 0	(独自) 40

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 令和元年～3年度の3年間における資源回収量から、資源回収量に占める特定分別基準適合物及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の品目毎の割合を算出した。
- (2) 「台東区一般廃棄物処理基本計画」において算出した今後5年間の資源回収予測量に、上記で算出した品目毎の割合を乗じ分別収集量を算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

区は、集積所等での分別回収で缶・ガラスびん・紙パック・段ボール・ペットボトル・容器包装プラスチック・食品発泡トレイ、拠点回収で紙パックの回収を実施する。

また、町会や区民団体等による集団回収では、段ボール等の回収が行われているため、引き続きこれらの団体が実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金属	スチール製容器	缶	住民団体による集団回収 委託業者による定期回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	住民団体による集団回収 委託業者による定期回収	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収 委託業者による定期回収 公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール製容器	段ボール	住民団体による集団回収 委託業者による定期回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	民間業者
	ペットボトル以外のプラスチック製容器	プラスチック製容器包装	区による定期回収	民間業者
		食品発泡トレイ・カップ	委託業者による定期回収	民間業者
	(うち白色トレイ)	食品発泡トレイ・カップ	委託業者による定期回収	民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

ごみの減量、リサイクルの推進のため、回収した資源の選別・減容処理・ストックヤードの機能を持つ資源化関連施設の整備を図っていくこととするが、当面は、民間施設で資源の選別・減容処理・保管を行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理	
金属	スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	平ボディ車	民間業者	
	アルミ製容器					
ガラス	無色のガラス製 容器	ガラスびん	プラスチック コンテナ	同 上		
	茶色のガラス製 容器					
	その他の ガラス製容器					
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	縛る	同 上		民間業者
	段ボール製容器	段ボール	縛る	同 上		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ、 ネット	同 上、 2tパッカー車		民間業者
	ペットボトル以外 のプラスチック製 容器	プラスチック 製容器包装	袋	2tパッカー車		民間業者
		食品発泡 トレイ・カップ	プラスチック コンテナ	平ボディ車		民間業者
		(うち 白色ト レイ)	食品発泡 トレイ・カップ	プラスチック コンテナ	同 上	民間業者

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 分別収集計画は、区の「一般廃棄物処理基本計画」との整合性を図りつつ、区民・事業者・区が協働して、ごみ減量と資源化を推進する。
- ② ごみの発生抑制に取り組むことの重要性や物の大切さを再認識することにより、自主的な取り組みが進むよう、ごみ減量や3Rに関する講座や環境学習の内容の充実を図る。
- ③ 町会や区民団体による自主的な活動である集団回収について、報奨金の支給、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与などの支援を行い、3R実践の啓発、コミュニティの形成を進めながら資源の有効活用および循環型社会の形成を図る。